

内閣法制局行政文書管理規則の一部を改正する訓令案

(下線部は改正部分)

改正後					改正前				
内閣法制局行政文書管理規則 目次 (略) 第1条～第29条 (略) 別表第1 行政文書の保存期間基準 (第9条、第12条、第13条関係)					内閣法制局行政文書管理規則 目次 (略) 第1条～第29条 (略) 別表第1 行政文書の保存期間基準 (第9条、第12条、第13条関係)				
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定 又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略) (6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	20年 (官報 諸外国との関係から秘密保持の必要があり、提供元行政機関で保存期間30年とされたものにあつては、30年)	1	法律の制定 又は改廃及びその経緯	(1)～(5) (略) (6) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	20年 (官報の写し 諸外国との関係から秘密保持の必要があり、提供元行政機関で保存期間30年とされたものにあつては、30年)
(7) (略)					(7) (略)				
2 (略)					2 (略)				
3	政令の制定 又は改廃及びその経緯	(1)～(4) (略) (5) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	20年 (官報 諸外国と	3	政令の制定 又は改廃及びその経緯	(1)～(4) (略) (5) 官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書	20年 (官報の写し 諸外国と

				の関係から秘密保持の必要があり、提供元行政機関で保存期間30年とされたものにあつては、30年)	
(6) (略)					
4～17 (略)					
備考 (略)					

別表第2 (略)

				の関係から秘密保持の必要があり、提供元行政機関で保存期間30年とされたものにあつては、30年)	
(6) (略)					
4～17 (略)					
備考 (略)					

別表第2 (略)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。